O東松山市議会委員会傍聴規程

平成20年12月24日

議会訓令第4号

改正 平成27年3月23日議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、東松山市議会委員会条例(平成4年東松山市条例第28号。以下「委員会条例」という。)第18条の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

- 第2条 傍聴人の定員は、5人とする。
- 2 特別の事情がある場合は、委員長が委員会に諮って傍聴人の定員を変更すること ができる。

(傍聴の手続)

- **第3条** 傍聴の受付は、委員会開議予定時刻の30分前から議会事務局の窓口で行う。
- 2 委員会を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、自己の住所及び 氏名を委員会傍聴人受付票(様式第1号)に記入し、傍聴券(様式第2号)の交付 を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、受付の先着順に交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時に 定員を超えたときは、抽選により交付する。
- 4 議会運営委員長は、議会運営委員会の傍聴希望者で傍聴券の交付を受けた者の傍 聴の可否を決定する。
- 5 傍聴人は、傍聴券を常時見えるところに着用しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に委員会室に入らなければならない。
- 7 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を係員又は議会事務局に返還しなければならない。
- 8 傍聴人の退室により補充を行う場合は、議会事務局の窓口で待機している傍聴希望者のうち、委員会傍聴人受付票の受付順に順次定員までを傍聴人とし、傍聴券を交付する。

(議員の傍聴)

- **第4条** 議員は、前2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。 (傍聴券)
- 第5条 傍聴券は、発行当日に限り有効とする。
- 2 傍聴券は、他に譲渡又は貸与してはならない。 (委員会室に入ることができない者)
- 第6条 委員会室に入ることができない者については、東松山市議会傍聴規則(平成 4年東松山市議会規則第2号。以下「傍聴規則」という。)第5条の規定を準用す

る。この場合において、傍聴規則第5条中「傍聴席」とあるのは「委員会室」と、 「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人の守るべき事項については、傍聴規則第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、傍聴規則第6条及び第7条中「議場」とあるのは「委員会室」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(秘密会の開会による退場)

第8条 委員会条例第19条に規定する秘密会となった場合には、傍聴人は、委員長 の命により退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(規程違反者に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令 に従わないときは、その者を退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員 長が定める。

附則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日議会訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

委員会傍聴人受付票				
事項		記	入	欄
住 所				
氏 名				
傍 聴 日		年	月	Ħ
委員会名				委員会
事務局記入欄	受付	番	傍聴券番号	• 返却□
	•	'		

様式第2号(第3条関係)

No.

委員会

傍 聴 券

東 松 山 市 議 会 (傍聴終了後は事務局へお返しください)